

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限変更認可申請（令和元年 10 月 1 日からの消費税率引上げに伴う運賃等の改定を実施するため）があったので、道路運送法施行規則第 55 条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和元年 6 月 21 日

内閣府沖縄総合事務局長 能登 靖



沖縄本島地区乗合バス

1. 認可内容

(1) 普通旅客運賃

申 請 者	現 行	申 請	増 収 率	申 請 日
株式会社琉球バス交通	均一制 230 円 対キロ区間制 基準賃率 39 円 00 銭 初乗運賃 160 円	230 円 (※) 39 円 70 銭 170 円	1.83%	R1. 5. 30
沖縄バス株式会社	均一制 230 円 対キロ区間制 基準賃率 38 円 50 銭 初乗運賃 160 円	230 円 (※) 39 円 20 銭 160 円	1.51%	R1. 5. 30
那覇バス株式会社	均一制 230 円 対キロ区間制 基準賃率 35 円 00 銭 初乗運賃 160 円	240 円 35 円 60 銭 160 円	1.85%	R1. 5. 30
東陽バス株式会社	均一制 230 円 対キロ区間制 基準賃率 36 円 40 銭 初乗運賃 160 円	230 円 37 円 00 銭 170 円	1.68%	R1. 5. 30

(※) (株)琉球バス交通及び沖縄バス(株)については、那覇バス(株)の那覇市内線運賃に同額調整。

(2) 定期旅客運賃

申請者	通勤通学の別	現 行	申 請
株式会社琉球バス交通	通勤定期旅客運賃	推定乗車回数 60 回	現行と同じ
	通学定期旅客運賃	推定乗車回数 60 回	現行と同じ
沖縄バス株式会社	通勤定期旅客運賃	推定乗車回数 60 回	現行と同じ
	通学定期旅客運賃	推定乗車回数 60 回	現行と同じ
那覇バス株式会社	通勤定期旅客運賃	推定乗車回数 60 回	推定乗車回数 50 回
	通学定期旅客運賃	推定乗車回数 60 回	推定乗車回数 50 回
東陽バス株式会社	通勤定期旅客運賃	推定乗車回数 60 回	現行と同じ
	通学定期旅客運賃	推定乗車回数 60 回	現行と同じ

割引率：通勤定期旅客運賃 3 割引、通学定期旅客運賃 4 割引（4 事業者現行と同じ）

(3) 回数旅客運賃（高速バスのみ）

申請者	普通学割の別	現 行	申 請
4 事業者	普 通	10 枚、50 枚綴り 割引率 1 割 5 分引き	10 枚、50 枚綴り 割引率 現行と同じ
	学 割	10 枚、50 枚綴り 割引率 2 割 5 分引き	10 枚、50 枚綴り 割引率 現行と同じ

沖縄離島地区乗合バス

1. 認可内容

(1) 普通旅客運賃

申 請 者	現 行	申 請	増 収 率	申 請 日
宮古協栄バス合資会社	対キロ区間制 基準賃率 28 円 20 銭 初乗運賃 140 円	28 円 70 銭 140 円	1.68%	R1.5.28
株式会社八千代バス・タクシー	対キロ区間制 基準賃率 29 円 30 銭 初乗運賃 140 円	29 円 80 銭 140 円	1.66%	R1.5.24
東運輸株式会社	対キロ区間制 基準賃率 32 円 10 銭 初乗運賃 150 円	32 円 70 銭 150 円	1.72%	R1.5.30

西表島交通株式会社	対キ口区間制 基準賃率 31 円 20 銭 初乗運賃 130 円	31 円 77 銭 130 円	1.47%	R1.5.28
-----------	--	--------------------	-------	---------

(2) 定期旅客運賃

事業者名	通勤通学の別	現 行	申 請
東運輸株式会社	通勤定期旅客運賃	割引率 2 割 5 分引	割引率 現行と同じ
	通学定期旅客運賃	割引率 4 割引	割引率 現行と同じ
西表島交通株式会社	通学定期旅客運賃	割引率 4 割引	割引率 現行と同じ

(3) 回数旅客運賃

事業者名	普通・通学の別	現行	申 請
宮古協栄バス合資会社	普通回数旅客運賃	割引率 1 割引	割引率 現行と同じ
	通学回数旅客運賃	割引率 2 割 5 分引	割引率 現行と同じ
株式会社八千代バス・タクシー	普通回数旅客運賃	割引率 1 割引	割引率 現行と同じ
	通学回数旅客運賃	割引率 2 割 5 分引	割引率 現行と同じ
東運輸株式会社	普通回数旅客運賃	割引率 1 割引	割引率 現行と同じ
	通学回数旅客運賃	割引率 2 割 5 分引	割引率 現行と同じ
西表島交通株式会社	普通回数旅客運賃	割引率 1 割引	割引率 現行と同じ

2. 意見の聴取について

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、本日から10日以内（郵送の場合は消印が本日から10日以内の日付）に、次の事項を記載した意見聴取申請書を沖縄総合事務局運輸部陸上交通課まで提出して下さい。

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案番号及び事案の件名並びに路線名
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。